

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和7年5月23日（金） （ <u>午前</u> ・午後）10時 開会 （ <u>午前</u> ・午後）10時50分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議 長	森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）
出 席 者	今枝 史絵（弁護士）、岩渕 亜希子（追手門学院大学 地域創造学部准教授）、奈良 幸廣（公募市民）、畠山 眞悟（人権擁護委員）、森 正治（法人理事） 【5人】（敬称略、五十音順）
欠 席 者	なし
事務局職員	樋之津総務部次長兼法務コンプライアンス課長、小山法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長、南職員【3人】
開催形態	<u>公開</u> ／非公開
議題（案件）	(1) 会長等の選出について (2) 令和6年度個人情報保護制度の運用状況について (3) その他
配布資料	議題(2) 資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【開会】 本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。ただ今から、令和7年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。 委員の皆様においては、茨木市個人情報保護運営審議会委員を引き受けていただき感謝申し上げます。委嘱状は皆様の机の上に置いている。 本審議会は、市の個人情報の適正な取扱いを確保するため、それぞれのお立場から幅広くご意見をいただく場であると考えている。本日の議題にもあるように、個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例に基づく個人情報保護制度の運用状況についての報告を受けていただくことや、特定個人情報保護評価書の第三者点検をお願いさせていただくものである。 本市個人情報保護制度の適正な運用にお力添えを賜りたくよろしくお願い申し上げます。 次に、委員の皆様を紹介する。お手元に配布している委員名簿順に紹介する。 ＜委員の紹介＞ なお、本審議会には委員7人で組織するとされているが、委員委嘱の際に実施した市民委員の公募において、奈良委員御一人の決定となったことから、現時点では6人となっている。今年度も、昨年と同じ時期である1月頃に、再度市民委員の公募手続を予定しているところである。 本日の委員の出席状況だが、6人全員にご参加いただいているので、「茨木市個人情報保護運営審議会規則」第5条第2項の規定により、会議は成立している。 事務局の職員について、令和7年4月1日付けで人事異動があったため、紹介する。 ＜事務局職員の紹介＞ よろしくお願い申し上げます。 【議題(1) 会長等の選出について】 続いて、個人情報保護運営審議会の会長、職務代理者の選出をお願いする。会長は、「茨木市個人情報保護運営審議会規則」第4条第1項の規定により、委員の互選により選出することとされている。また、職務代理者は、同条第3項の規定により、会長が指名することとされている。 それでは、どなたか推薦をいただきたい。
今枝委員	委員の皆様のご了承を得られるならば、前職務代理者であった森隆知委員

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	が適任かと思うが、いかがか。 ただ今、今枝委員からご発言があったが、森隆知委員に会長をお願いすることに異議はないか。
各委員	<異議なし>
事務局	「異議なし」とのことなので、会長は森隆知委員と決定する。それでは、森隆知委員、会長席へご移動願う。 〔会長席へ移動〕
事務局	森委員に会長就任のご挨拶をお願いする。 <森会長の挨拶>
事務局	次に、職務代理者の選出を会長が行っていただきたい。
森会長	それでは、職務代理者の選出を行いたい。先ほど事務局から説明があったが、審議会規則によって、私が会長として職務代理者を指定するということなので、今枝史絵委員にお願いしたいと思うが、いかがか。
各委員	<異議なし>
森会長	異議なしということなので、職務代理者については今枝史絵委員にお願いしたい。
事務局	次に、審議会の公開等について事務局からの説明をお願いする。 本市では、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合等を除き、公開を原則としている。審議に関して提出された資料についても、原則公開とし、傍聴人が資料の持ち帰りを希望する場合は、審議会等の同意を得て、傍聴人に配布することができることとしている。 なお、会議録についても発言者の名前も含めて、公表に努めているところであり、この茨木市個人情報保護運営審議会についても、昨年度までと同様、公表を予定している。以上である。
森会長	ただ今、事務局から説明があったが、会議資料及び会議録の公開についてご審議いただきたい。今後非公開とすべき案件が発生したときには、会議の非公開を決定することとし、それまでは原則に基づき会議は公開とし、資料についても傍聴者へ配布することとする。また、会議録に関しても、他の審議会と同様に公開とし、各委員からの意見についても名前を明記して公表したいと思うが、異議はないか。
各委員	<異議なし>
森会長	それでは、傍聴者の方はいらっしゃるか。
事務局	本日、お一人いらっしゃる。 〔傍聴者 入場〕
森会長	それでは、議事を進める。事務局から本日の審議案件について説明をお願いしたい。
事務局	本日は、昨年度の個人情報保護制度の運用状況について報告する。この後の議事進行は、審議会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務め

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ていただくこととなっているので、森会長にお願いしたい。 【議題(2) 令和6年度個人情報保護制度の運用状況について】 森会長 それでは、議題(2) 令和6年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。 事務局 ＜「令和6年度個人情報保護制度の運用状況について」の1～3について報告＞ 森会長 私は何年か（委員を）しているため大枠は掴めるが、今年度から委員になられた方には少し分からないところもあるかと思うので、基本的な報告の1～3で一旦議題を止める。何か質問、意見はないか。 岩淵委員 初めてで、色々と分からないこともあるので、よろしくをお願いしたい。このように一覧で出てきた内容について、個別に検討することはないという理解で合っているか。 森会長 基本的には、個別に議論するというよりは、事務局等から報告を受けて、特段問題がないかを確認するものである。ただし、何か不明又は疑問に思うところがあれば、「審議」委員会であるから、質問していただいて問題ない。 岩淵委員 承知した。 森会長 1～3については、他に質問等がないということなので、続いて4と5について、説明をお願いしたい。 事務局 ＜「令和6年度個人情報保護制度の運用状況について」の4・5について報告＞ 最後に、資料にはないが、「茨木市議会における個人情報保護制度に関する報告」について報告する。 地方公共団体の議会については個人情報保護法適用の対象外だが、本市の市議会では、独自に個人情報の保護に関する条例を制定しており、本審議会では、市議会における個人情報保護制度の運用状況の報告を受けることとなっている。 報告事項について議会事務局に確認したが、令和6年度において、取扱事務目録の新規・変更・廃止、目的外利用・提供の実績、開示請求のいずれについても該当はなかったとのことである。 森会長 今報告があった内容について、質問、意見はないか。 今枝委員 健康づくり課に関する監査について、委員意見の中で「『借用申請書』の提出書類の管理」と記載されているが、これは、個人情報に関わる書類を一時利用するために借りた方がいて、それが適切に返されて、となるところ、管理に不備があったのであれば、誰がどの時点で、というのは非常に重要なことだと思う。そういう不備があった訳ではなく、書類上の問題なのか。もう一点、確認結果として「業務終了後の取扱いにおいて実際の取

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 森会長 事務局 今枝委員	扱いと契約書で異なる取扱いをしていた」とあるが、契約書は委託契約という意味なのか、どのような取扱いの齟齬があったのかという点を教えていただきたい。もしかすると、具体的には分からないかもしれないが。確認して回答する。 回答は待った方がいいか。 議事は続けていただきたい。分かれば、その後に報告させていただく。 委託契約であると想像しており、業務終了後の取扱いというのは、廃棄や返還などを想定している。取り扱う情報からしても、二点ともかなり重要なところだと思うので。そこは、内部監査においてしっかり見ていただいた結果でもあろうと思うし、今後も引き続きしっかり監査していただきたい。
森会長 森委員	事務局はもし分かれば報告をお願いしたい。 今枝委員と同じだが、健康づくり課の内部監査結果に関する報告書の意味が分かりにくい。改善方針として、「データ授受方法は大容量ファイル送受信システムでの送付のため、借用許可申請等の提出は実施していないことから、今後、仕様書において表記の整理を行う。」とあるが、具体的にどうするということか。
事務局	推測にはなるが、当初委託事業が始まった頃は、情報をCDに入れて渡して、返してもらうというようなことがあったのかと思う。現在では大容量ファイルによる送受信になっており、データを貸す・借りるところと齟齬が生じてきているので、表記を整理したということかと。
森委員	要するに、昔の規定のままでは時代に合わなくなって、実際の運用に合わなくなったから、今の運用に合わせてということか。
事務局	そのとおりである。
森委員	承知した。あと、同じ報告書の確認項目に「契約書の標準例や情報セキュリティ特記仕様書を参考に」と書いてあるが、契約書標準例や情報セキュリティ特記仕様書が、どこかに示されているということか。
事務局	そのとおりである。庁内のイントラネット上に、標準例などひな形を掲載している。担当課においては、ひな形を見ながら、自分の課の業務に応じて、内容の取捨選択を行い、契約書等に記載する形になっている。
森委員	承知した。全体的な話だが、今回の監査を実際に行ったのは、法務コンプライアンス課と情報システム課の担当者か。
事務局	そのとおりである。
森委員	相互監査とか、そういうことではなく。
事務局	はい。
森委員	承知した。
森会長	健康づくり課の件で、私からも質問したい。法改正に伴い、この審議会で審議する内容がコンパクトになったが、以前審議会で答申したときには、

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	この監査で指摘されているような事項について、注意してほしいと付言していた。審議会が過去に付言したような事柄がまだ存在することが、少し残念に思う。それはそれとして、今回、森委員からご指摘というか、ご質問があったが、時代にそぐわないことからこういった事態が起きているのであれば、この課だけでなく、他の課でも起こっている可能性が考えられる。全ての課を監査するのは大変だが、各部署に対して一斉点検をお願いすることはされたのかどうか。もし、まだされていないのであれば、予定があるかについて教えてほしい。
事務局	個別の事案についての一斉点検は行っていない。ただし、特記仕様書や先ほど申し上げた標準例を掲載しており、その運用等についての通知等を行っているので、引き続き担当課に周知を図るよう努めて参りたい。
森会長	承知した。次に研修について、資料には書いていないが、受講率は100パーセントであるという理解でよろしいか。それとも、確認はされていないのか。
事務局	正規職員については、現場で作業する職員等個人情報を含む全く取り扱わない職員もいるため、そういった職員を除いて、（個人情報を）取り扱う職員については、漏れなく受講させるように、各所属長宛てに通知をしている。そのため、取り扱っている職員は漏れなく受講していると考えている。臨時職員・会計年度任用職員については、（雇用期間が）短期間であったり、業務の都合もあつたりで、全ての職員が100パーセント受講できているかと言われると、そこは少し受講出来ていない職員もいるかもしれないと考えている。
奈良委員	初めてで少し分からないのだが、「研修資料の閲覧（約10分）及び理解度確認テスト（約10分）の受講」というのは、どのぐらいの内容を研修しているのか。大まかに言うと、国の個人情報保護法に全国的に統一するという内容になっていると思うが、どのように10分間とコンパクトにまとめたのか。どのような資料を誰が作られて、どのような内容で伝えられたのかお答えいただければと思う。
事務局	資料については、市が独自に作成したパワーポイントの資料と、あとは、おっしゃるように（個人情報保護法に）統一したことによって国の研修資料もあるので、それらを組み合わせた形になる。自分自身で資料をスライドして確認してもらうもので、内容が理解できたら次のスライドを見るという形式のため、約10分と書いてはいるが、時間は少し個人差が出ると考えている。研修のあり方については、毎年全員に対して実施しないといけなさとされており、研修内容が重複すると、去年も同じ内容を受けたといった話も出てくる可能性があるため、毎年テーマを絞って開催する方向で考えて、実施している。
奈良委員	どういうテーマだったのか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	昨年度は、個人情報保護法の概要と安全管理措置、保有個人情報の開示請求について実施した。今年度は、個人情報取扱事務に関する手続、目的外利用及び提供について行う予定にしている。来年度は、個人情報の漏えいと外部委託についての研修を予定していて、3年で一通り全ての項目を網羅したいと考えている。
森委員	昨年度理解度確認テストについて意見を申し上げて、今回実施していただいているが、皆100点だったか。
事務局	必ずしも全員が100点ではない。間違えた部分を認識することで、改めていただけるという面もあると考える。
森委員	昨年も申し上げたかもしれないが、こういうテストは100点を取るまでやりなさいというのが正しいと思う、正しいという言い方はおかしいかもしれないが。100問も問題がある訳ではなく、数問だと思うので。例えば3問しかなくて、1問間違ったら66点、全体を平均すると、おそらく1回目では80何点になるという感じだと思う。内容は同じかもしれないが、100点になるまでもう1回トライするように、というやり方がいいのではないかと。こういうのは、とにかく少しでも間違えたいいけないので、ぜひそういうやり方を考えていただきたい。
事務局 今枝委員	検討したい。 研修のことばかりで申し訳ないが、法や制度の理解も非常に重要なことではあるが、実務に落とし込んできちんとできるか。やはり市役所は間違いがあってはならない業務なので、そこが少し足りていないのではないかなと、説明を聞いていて思っている。各部署によっても違うと思うので、先ほど会長もおっしゃっていただいていたが、ある部署であったことに関しては他の部署もあるので、ヒヤリハットの作成や周知を徹底していただきたいと思う。
森会長	他に意見はあるか。研修の理解度確認テストについて、教員の立場で少し気になったことがある。間違ったところがどこなのかということと、先ほど森正治委員からもあったように、こういうテストは100点取るまで繰り返しなさいというのが基本だとは思いますが、間違いが多くあった問題について次回の研修資料に付加するとか、事例的なことを挙げるとか、研修資料をブラッシュアップしていくのはいかがか。先ほど約3年で1サイクルということだったので。他の業務もあるだろうから、業務全体の兼ね合いもあるとは思いますが、少し検討していただきたい。 先ほどの件は、時間中に間に合いそうか。
事務局	時間中には難しいため、確認し次第、改めて委員の皆様にもメールでご報告させていただきたい。
森会長	承知した。他に質問はあるか。
奈良委員	正規職員と臨時的任用職員で研修内容を変えられているみたいだが、業務

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	内容として取り扱う個人情報も大分違うのか。 ここが非常に難しくて、悩んだところではある。市の職員といっても、消防職員、学校にいる調理員と幅広い職種がある。個人情報を取り扱う者であれば全員受講としているので、会計年度任用職員向けの研修については、比較的実務に近い「こういうときには、どう対応するのが正しいですか」とか、「こういうことをしたが、この行動は合っていますか」といった、実際の場面に関する設問にして実施した。正規職員については、法律や条例に基づいて、手続的なことを行うことが多いので、それらを中心にした資料のつくりをしている。
奈良委員	それは、例えば給食の方だと、その方々向けの事例をわざわざ作っているということか。
事務局	そうではなく、一般的なものである。
奈良委員	同じ内容にしてもいいのではないか。重なるところも結構あると思われるので。例えば、その職場に即した資料を作られるということであれば、話はまた少し違うのかもしれないが。その辺は次回に向けて考えていただければ。
事務局	今後検討したい。
森会長	他に、質問、意見はないか。 それでは、一点は後日メールでとのことだが、今報告を受けた令和6年度の個人情報保護制度の運用状況について、審議会として確認したということにする。 この運用状況は、会議冒頭にも説明があったが、法施行条例第22条の規定では公表することになっている。公表予定について事務局から説明をお願いしたい。
事務局	ただ今説明した報告の内容について、5月30日から、告示とホームページで公表する予定である。
森会長	承知した。運用状況と同様、これも会議冒頭で説明があったが、この会議の会議録も公表されることになるとのことだった。会議録の内容について、文字起こししたものは、私が確認するというで一任していただけるか。
各委員	<異議なし>
森会長	それでは、事務局と調整し、公表することとする。
	【議題(3)その他】
森会長	次に、議題(3)その他について、事務局から何かあるか。
事務局	一点、会議の傍聴についてご報告したい。従来から会場における傍聴を実施してきたところだが、本市での取組として、今年度から公開している審議会等については原則オンライン傍聴に対応することとなった。オンライ

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ン傍聴は事前申込制とし、申込があれば、当日「Zoom」を用いて配信を実施するものである。なお、傍聴は音声のみのライブ配信となる。本審議会では、できれば次回の会議から導入をさせていただきたいと考えている。次回の会議について、現在諮問を予定している案件はなく、今年度上半期の中間報告を行う予定である。開催時期としては10月から11月頃を予定しているので、時期が近付けば改めて日程調整を行いたいと考えている。事務局からは以上である。
森会長	オンライン傍聴を認めて公開することについては、この審議会で承認するかどうか、確認はしておいた方がいいか。
事務局	よろしくお願い申し上げます。
森会長	市の方針として、オンライン傍聴に対応していくということなので、次回から申込があれば音声のみの配信をすることについて了承いただけるか。
各委員	<異議なし>
奈良委員	一点だけ確認したいが、セキュリティ上、オンライン動画共有プラットフォームなどに載せることをできないようにはできるのか。
事務局	申込のあった方のみ、配信を見ていただける運用になる。
奈良委員	配信を録画して、どこかに載せることは可能か。
事務局	その辺のこともあり、映像ではなく音声のみという形になっているところである。もちろん、録音・録画をしないよう、事務局からお願いはさせていただく。
奈良委員	出来る限りのことはしていただきたい。
森委員	今の話に関連して、単純に、機械上録画・録音を禁止することは出来るのでは。
事務局	おっしゃるとおり、「Zoom」における録画・録音は事務局側で禁止できる。
森委員	何か別の方法だと、防ぎようがないかもしれない。
事務局	そのとおりである。
森会長	市として、既に実施されている審議会等はあるのか。
事務局	予定している審議会等は確認したが、申込の有無等詳細は確認できていない。
森会長	市の方針ということだし、基本的には情報公開ということなので、発信すること自体は、私は進めていくべきだと考えている。先ほどの説明であったように、申込時に一定の制約や条件を課すことは必要かと思うが。市としては、本審議会だけではなく、他の審議会も含めてどうされているのかということと、他市がどうされているのかも踏まえて、適切に対応していただければと考える。
森委員	個人情報保護制度とは直接関係ないかもしれないが、3月末に、総務省から自治体の情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ監査についての

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 森会長	ガイドラインが出ている。その関係で、何か影響のあるところがないか、折を見て確認されたい。私が見たところは、あまり関係ないかなと思うが。ただし、従来と比べて、ネットワークのやり方が大分、緩和というとおかしいが、様々な方式が出てきているので、注意しておいた方がいいかなと思っている。過去に審議していたが、ネットワークを通じて外部等とデータをやりとりするとか、あるいは、クラウドを使うとか。その使い方についても、様々な方式が出てきているので、少し注意が必要ではないかなと。少し心にとめていただきたい。 デジタル戦略課とも連携して進めたいと思う。 それでは、本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。 【閉会】 以上